

令和3年3月26日（金曜日）
福島県報号外第18号別冊2-2

令和2年度行政監査の結果（概要）

「プロポーザル方式・コンペ方式による契約について」

令和3年3月

福島県監査委員

令和2年度行政監査の結果（概要）

I 監査の概要

- 1 テーマ：プロポーザル方式・コンペ方式による契約について
- 2 テーマ選定の理由：契約の締結状況等を再確認し、適切な運用につなげるため

- 地方公共団体の契約は、価格競争による一般競争入札が原則。
 - 近年、企画競争（プロポーザル方式等）による事業が増加。
 - 特に、震災と原発事故以降、プロポーザル方式等が増加。
 - プロポーザル方式等で、受託事業者が固定化している傾向が見られる。
 - 新型コロナウイルス感染症に対応しながら、復興・再生と、地方創生を両輪で進めていくためには、より効率的・効果的な事業実施が要請されている。
- ※ 工事に関する委託は、「福島県の測量等委託業務に係る公募型プロポーザル方式試行要領」に基づき実施されているため、調査対象事業から除外した。

- 3 対象事業：令和元年度事業（複数年契約事業を含む）

	部局	機関	事業	当初契約金額（億円）
対象事業	11	34	48	30.8
総事業数	11	68	293	141.6

《選定の考え方》

- ① 部局ごとに契約金額が大きい事業
- ② 平成30年度、令和元年度の2年間契約している事業（応募事業者）
- ③ 令和元年度新規契約事業（応募事業者数）

〔参考〕 行政監査とは、一般行政事務の執行について監査するものです。

本県では、平成5年度からテーマを設定し実施しています。

行政監査の実施状況

年度	テーマ	年度	テーマ
12	審議会等の運営状況等について	22	職員公舎の管理運営について
13	許認可等の事務について	23	ホームページの管理運営について
14	未利用財産の活用について	24	高額物品の管理及び利用について
15	民間委託の推進状況と結果について	25	職員研修について
16	事業評価システムについて	26	公の施設における指定管理者制度について
17	防災体制の整備状況について	27	法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について
18	NPOとの連携事業について	28	防災体制の整備状況について
19	県の庁舎内に事務局を置く任意団体について	29	試験研究機関における研究とその活用について
20	県が作成する刊行物について	30	県有一般利用施設の維持管理について
21	相談業務について	元	マイナンバーの利用等に関する事務について

II 監査の結果

1 全般

- ① プロポーザル方式及びコンペ方式は全庁的に活用されており、各種イベントを始め、観光・物産情報発信や施設の運営・案内など、幅広い業務で民間事業者の企画力や技術力を取り入れて事業が実施されている。
- ② (工事に関係する委託以外は、)プロポーザル方式等に係る全庁的な実施要領等が未整備であり、各部局等、各実施機関で事務の進め方が異なっている。

2 個別的事項

- ① プロポーザル方式等を採用する理由が起案文書に記載されていないものがある。
- ② 既に企画・ノウハウが蓄積されていると思われる事業であっても、継続的にプロポーザル方式等で契約を行っているものがある。
- ③ 募集公告から参加表明までの期間は最短4日、最長43日、平均14.5日、企画提案書を提出するまでの期間は最短6日、最長43日、平均20.5日と、事業によって大きく異なる。
- ④ 審査基準(評価項目、評価基準及び配点)の公表が行われていないものがある。
- ⑤ 調査対象48事業のうち半数以上の26事業は、応募者が1者のみである。応募者が2者の事業も13事業あり、応募者が3者以上の事業は9事業にとどまる。
- ⑥ 審査結果(契約候補者名及び全応募者の評点)の公表が行われていないものがある。
- ⑦ 再委託の事務手續が行われていないものがある。
- ⑧ 17事業で増額の変更契約を行っている。
- ⑨ 事業成果の評価を行っていないものがある。また、「評価を行った」とする事業の中には、評価内容が、アンケート調査の集計にとどまるものなどがある。

III 監査委員の意見

1 全庁的な検討事項

企画競争であるプロポーザル方式等には、事業者の企画力や技術力を生かした優れた事業成果が期待できる一方、運用面では様々な課題がある。

このため、プロポーザル方式等による事業が適切かつ効率的に実施され、県民への説明責任が果たされるよう、法令担当機関や審査機関が連携し、全庁的なプロポーザル方式等に係る要領策定等を検討する必要がある。

検討に当たっては、「2 個別の改善・検討事項」のほか、次の点を考慮する必要がある。

- ① 長期間継続してプロポーザル方式等で実施していることにより、既に企画やノウハウが蓄積されていると思われる事業については、自ら仕様書を作成し、競争入札等によって事業を実施できないか、検討する必要がある。
- ② 調査対象事業の半数以上が1者応募で、複数の企画提案を比較して最も優れたものを選考する形となっておらず、プロポーザル方式等のメリットが生かされていない可能性があることを踏まえ、募集公告から参加表明までの期間や、企画提案書提出までの期間を、どの程度に設定するのが妥当か、また、どのような公告方法が妥当かなどを検討する必要がある。
- ③ 調査対象事業の3分の1以上の17事業で増額変更契約となっていることを踏まえ、事業内容の追加等に、変更契約で対応する妥当性について検討する必要がある。
- ④ プロポーザル方式等による事業は、どの企画提案を採用するかによって事業内容が大きく変わることなどから、事業成果の評価を行う必要性が高い。
また、どのような評価項目や評価方法が妥当か、検討する必要がある。

※ 他自治体では、プロポーザル方式に関する要領等を策定し、統一的な事務処理を行っている事例がある。（例：東京都、京都府、名古屋市）

2 個別の検討・改善事項

- ① プロポーザル方式等を採用する理由が起案文書に記載されていない事業では、採用の必要性の十分な検討、起案文書に理由を明記した意思決定が必要。

(理由の記載なし：28事業)

【理由：競争入札による契約が原則であるため】

- ② 募集要領の公告から参加表明までの期間や企画提案書を提出するまでの期間について、十分な期間を確保した募集日程の設定が必要。

(参加表明期限 1週間未満 : 4事業)

(企画提案書提出期限 15日未満：(※)11事業)

※参加表明期限 1週間未満の4事業は全て重複

【理由：より多くの事業者が参加を検討し、より上質な企画提案書を作成し提出する機会を確保するため】

- ③ 審査基準の公表が行われていない事業では、審査基準を募集要領に記載する等による事前公表が必要。

(審査基準の事前公表なし : 8事業)

(審査基準のうち評価基準・配点未公表 : 7事業)

【理由：事業者選定の公正性・透明性を確保するため】

- ④ 審査結果の公表が行われていない事業では、審査結果等のWebサイトでの公表が必要。

(契約候補者名、全応募者の評点とも未公表 : 35事業)

(全応募者の評点未公表 (契約候補者名は公表) : 7事業)

【理由：事業者選定の公正性・透明性を確保するため】

- ⑤ 契約締結後に業務実施体制等を確認し、再委託がある場合には契約書の規定に基づいた事務手続（県の承諾）が必要。

(再委託の事務手続なし : 18事業)

【理由：契約書の規定に基づく適切な事務処理を行う必要があるため】

※ 行政監査結果報告書については、作成に向け調査結果を精査しているところであり、概要の一部が変更となる可能性があります。

○参考 応募者数及び契約相手方の状況

(事業)

応募者		契約相手方		
		県内事業者	県外事業者	県外事業者の 県内支店等
1者	26	14	9	3
2者	13	9	1	3
3者	8	2	3	3
4者	1	—	—	1
合計	48	25	13	10

(参考資料) プロポーザル方式・コンペ方式と一般競争入札について

契約方式	プロポーザル方式	コンペ方式	一般競争入札
契約方式の特徴	企画競争		価格競争
	企画内容や業務遂行能力が <u>最も優れた者</u> を選定	<u>最も優れた企画提案</u> そのものを選定	最低価格の入札者を選定
事務手続	プロポーザル方式・コンペ方式事務手續及び日数		
	① 募集要領の公告 (平均日数) ↓ (15日間)		① 入札公告 ↓
	② 参加表明書の提出 ↓ (5日間)		② 郵便局差出期限 ↓
	③ 企画提案書の提出 ↓ (6日間)		③ 配達日指定期日 ↓
	④ プレゼンテーション・ヒアリング ↓ (25日間) (契約候補者を決定)		④ 開札・契約候補者決定 ↓
	⑤ 契約締結 (合計51日間)		⑤ 契約締結
※ 平均日数は、調査対象とした48事業の平均日数を記載している。		※ 一般競争入札は標準的な事務処理期間の規定なし(工事及びWTO案件を除く)。	
メリット	① 事業者の企画や発想、技術力等を取り入れることにより優れた事業成果が期待できる (イベント運営業務 等) ② 高度・専門的な技術力・企画力が要求される事業の実施に適する 〔システム開発業務 調査分析業務 等〕		① 機会均等性が高い ② 選定の公平性が高い ③ 最も安価な金額で契約
デメリット	① 応募者が少数の場合、より優れた提案者を選定する目的が十分に達成できない可能性あり ② 每年度実施する事業は、応募者数が減少傾向にあるほか、同一事業者による連続した受託や企画提案の固定化の可能性あり ③ 募集公告から契約締結までの適切な期間が確保されない可能性あり		① 業務遂行能力が不足する事業者が参加する可能性あり また、品質が確保されない可能性あり ② 不特定多数の参加者に対する説明等に手数を要する可能性あり

対象機関及び対象事業

部局等名	対象機関名	対象事業
総務部	1 広報課	① 市町村タイアップ首都圏等プロモーション事業委託 ② インパクト発信！ふくしまの関心度向上事業（ポスター等製作・発送・掲出業務）委託
		③ 福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託
	3 県北地方振興局	④ 「ふくしま県北定住促進事業」業務委託 ⑤ 移住広報グッズ作成事業業務委託 ⑥ 首都圏の教員等を対象とした県北地方の教育・観光資源モニター事業業務委託
		⑦ そうそう観光・物産情報発信事業業務委託
	5 いわき地方振興局	⑧ 「いわき地域の復興と未来への希望をつなぐ大交流事業」交流拡大支援業務委託
危機管理部	6 危機管理課	⑨ 危機管理センター見学案内等業務委託
	7 原子力安全対策課	⑩ 「廃炉に向けた取組状況に係る広報素材」制作業務委託
企画調整部	8 地域振興課	⑪ 令和元年度ふくしまぶるさとワーキングホリデー事業業務委託 ⑫ 2019年度ふくしま大交流フェスタ催行業務委託 ⑬ 第5回いいね！地方の暮らしフェア出展業務委託
		⑭ ふくしまラグビー交流事業業務委託
		⑮ ふくしまからはじめよう。「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業業務委託
	9 スポーツ課	⑯ 「人権ユニバーサルデザイン推進事業」業務委託
生活環境部	10 消費生活課	⑰ 只見線ガイドブック等制作業務委託 ⑱ 只見線実証事業プロモーション業務委託
	11 男女共生課	⑲ 福島県環境創造センター交流棟運営業務委託
	12 只見線再開準備室	⑳ 福祉・介護人材派遣雇用育成支援業務委託 ㉑ 介護業務イメージアップ促進業務（介護の仕事体験型イベント「ケアフェスふくしま」開催業務）委託
		㉒ ふくしま食品衛生管理モデル導入普及事業業務委託
保健福祉部	14 社会福祉課	㉓ ふくしまっこ遊び力育成業務委託 ㉔ 平成31年度福島県母子家庭等就業・自立支援事業業務委託
		㉕ ふくしまっこ遊び力育成業務委託
	15 食品生活衛生課	㉖ ふくしま食品衛生管理モデル導入普及事業業務委託
	16 こども・青少年政策課	㉗ ふくしまっこ遊び力育成業務委託
	17 児童家庭課	㉘ 平成31年度福島県母子家庭等就業・自立支援事業業務委託

部局等名	対象機関名	対象事業	
商工労働部	18 商工総務課	(25)	平成31年度福島県中小企業等上場セミナー業務委託
	19 企業立地課	(26)	非破壊試験技術者育成研修（浸透探傷試験）事業業務委託
	20 産業人材育成課	(27)	令和元年度（ふくしま地域創生人材育成事業）雇用型訓練事業マッチング等業務委託
	21 観光交流課	(28)	福島県観光再興調査事業業務委託
		(29)	「浄土平レストハウス」施設運営委託
	22 空港交流課	(30)	沖縄県交流プログラム推進事業業務委託
	23 県産品振興戦略課	(31)	進化する伝統産業創生事業業務委託
	24 テクノアカデミー郡山	(32)	学生寮給食業務委託
農林水産部	25 環境保全農業課	(33)	鳥獣被害対策市町村リーダー候補者の確保・育成業務委託
	農産物流通課	(34)	「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業委託
		(35)	ふくしま満天堂ブランド推進事業（6次化商品販路拡大事業）委託
		(36)	「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン事業委託
		(37)	令和元年度EU及び香港における「ふくしまの今」情報発信事業業務委託
	27 園芸課	(38)	使ってふくしま！契約野菜产地育成事業に係る業務委託
	28 水産課	(39)	福島県産水産物競争力強化支援事業（販売ルート開拓業務）委託
	29 石川土木事務所	(40)	道路等維持管理業務委託
土木部	30 宮下土木事務所	(41)	中山間地域道路等維持補修業務委託
	31 南会津建設事務所	(42)	道路改築事業CM業務委託（道整・補助）
	32 病院経営課	(43)	福島県立病院物品管理業務委託
病院局		(44)	宮下病院機能強化検討に係る調査業務委託
33 議事課	(45)	福島県議会中継システム構築業務委託	
	議会事務局		(46)
教育委員会	34 教育総務課	(47)	県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務委託
		(48)	県立学校統合型校務支援システム基盤賃貸借業務